

みやき町スポーツ推進計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

《令和5年9月8日 改訂》

1. 趣旨

この「みやき町スポーツ推進計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）は、本町が新たに策定する「みやき町スポーツ推進計画」の策定支援業務の委託事業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

みやき町スポーツ推進計画策定支援業務（以下、「業務」という。）

(2) 業務内容

「みやき町スポーツ推進計画策定支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）
のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

(4) 提案上限額

2,856,700円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 業務を円滑、的確に履行する十分な能力、体制を有していること。

(2) 過去10年以内において、地方公共団体等から本業務と同等又は類似した業務を受託した実績があること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(4) みやき町の入札参加資格の審査を受け、その資格を有すること。

(5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(6) みやき町暴力団排除条例(平成24年みやき町条例第1号)第2条第1号から第4号までに該当していないこと。

4. 募集公告

(1) 公告日

令和5年9月8日（金）

(2) 公告方法

みやき町ホームページにて募集公告を行う。

(3) 掲載資料

ア) 実施要領

イ) 仕様書

ウ) 各種様式

5. 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

6. 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者（以下、「参加者」という。）は、次のとおり提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア) 企画提案書等提出届（様式1）
- イ) 企画提案書
- ウ) 業務工程表
- エ) 見積書
- オ) 見積金額の内訳等を記載した内訳書
- カ) 事業者概要調査票（様式2）
- キ) 業務実績調書（様式3）
- ク) 業務実施体制調書（様式4）
- ケ) 暴力団排除に係る誓約書（様式5） 《正本1部のみ》
- コ) 納税証明書（国税及び地方税の未納がないことを証明するもので、発行から30日以内のもの。写しは不可。） 《正本1部のみ》

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

- ・上記（1）のケ）コ）は正本1部のみで可。
- ・用紙はA4又はA3横書きとする。
- ・A4サイズのフラットファイル等に1部ずつ綴じ込むこと。（A3は折りたたむ）
- ・フラットファイル等の表紙に「みやき町スポーツ推進計画策定支援業務委託プロポーザル企画提案書」と明記すること。

(3) 提出先

〒849-0113 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾 737 番地 5
みやき町 総務部 女子サッカー推進室

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。
ただし、郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

(5) 提出期間

令和5年9月22日（金）午後5時まで（必着）
持参の場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

7. 選定方法

事業者の選定にあたっては、審査委員会を設置し、企画提案された提出書類及び提案内容等の審査を行う。

(1) 審査委員会の実施

審査委員会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリング等を実施する。

ア) 実施予定日時等

令和5年9月29日（金）

なお、時間及び場所等については、後日、参加者に別途指示する。

イ) 出席者

3名以内とする。

ウ) 内容等

提案書の内容等に関する説明を20分以内及び質疑応答を10分程度とし、1者ずつ個別に非公開で実施する。また、新たな資料等の提出は不可とし、先に提出した提案書の記載内容等に基づき、説明をすることとする。

なお、パソコンやプロジェクター等を使用する場合の必要なすべてのものは、参加者で準備するものとする。

エ) その他

みやき町の諸事情により、プレゼンテーション及びヒアリング等を中止する場合がある。

(2) 受託候補者

審査委員会において、全審査委員の評価・採点による合計点数とともに、各審査委員からの意見聴取を取りまとめ、審査委員会で受託候補者を決定する。

ただし配点合計の70点を最低基準点とする。

(3) 審査

審査項目と評価基準等は、別紙「評価基準及び配点」のとおりとする。

(4) 審査結果

ア) 令和5年10月上旬に参加者に提案書等評価結果通知書を発送するとともに決定した受託候補者を本町ホームページにて公表する。

イ) 審査結果に係る問い合わせには一切応じないものとし、審査結果に対する異議の申し立ても一切認めない。

8. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当するときは、その事業者を失格とし、既に提出された提案書等は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないとき。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があったとき。
- (3) 実施要領で示された提出書類等の期限、提出場所及び提出方法並びに書類作成上の留意事項の条件に適合しない書類の提出があったとき。
- (4) 審査結果の影響に与えるような不誠実な行為を行ったとき。

9. 経費の負担

参加者の本プロポーザル及びヒアリング等に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

10. 契約の締結

審査により選定された受託候補者を本業務に係る随意契約の契約候補者として、本町の契約に関する規則等に準じ、契約内容等を協議のうえ、契約を締結するものとする。

(契約締結の時期(予定): 令和5年10月中旬)

1 1. その他

- (1) 提案は1者1提案までとし、提案書等を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (2) 町は、提出された書類について、みやき町情報公開条例(平成17年みやき町条例第10号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (3) 町は、審査委員会実施に必要な範囲内で、提出書類等の複製をすることがある。
- (4) 提出されたすべての書類等は、返却しない。

1 2. 問い合わせ先

みやき町 総務部 女子サッカー推進室 (担当：山崎・重松)
TEL：0942-89-1655

(参考)

募集及び選定スケジュール

項目	期日等
募集要領の公表	令和5年9月8日(金)
企画提案書等の提出期限	令和5年9月22日(金)
プレゼンテーション等の審査	令和5年9月29日(金)
審査結果の通知	令和5年10月上旬
契約締結	令和5年10月中旬

※赤字箇所を前回(令和5年8月10日公募公告)から修正しています。

※修正は期日のみで、業務内容等に変更はありません。

《別紙》

評価基準及び配点

1. 事業者・見積書 評価基準

審査項目	評価基準	配点
①業務実績	過去 10 年間における地方公共団体等からの本業務と同等又は類似した業務の受託実績。	5 点
②業務実施体制	本町との打合せや問合せに的確・迅速に対応でき、円滑で確実な業務を遂行可能と判断できる体制が準備されているか。	10 点
③見積金額	提案上限額 2,856,700 円(税込) に対する見積金額の比率に応じて加点する。 (※ 上限額を越えた場合は失格とする。)	5 点
小計		20 点

2. 計画策定 評価基準

審査項目	評価基準	配点
④現状の把握	本町の現状及び課題を的確に把握しているか。	10 点
⑤計画の理解度及び関係計画との整合性	地方スポーツ推進計画の趣旨を理解し、関係計画（「第三次みやき町総合計画」や国の「第3期スポーツ基本計画」等）との整合性を図った上での提案内容となっているか。	15 点
⑥計画全体の構成等	今後の展開を見越した内容や地域特性に応じた課題を導いているか。また、社会的ニーズ、時代の状況について理解し、本町の特性に応じた実効性の高い提案となっているか。	15 点
⑦会議等の支援	効率的な会議運営支援及びパブリックコメント実施支援についての提案がされているか。	10 点
⑧その他追加提案等	検討するにあたり、仕様書に明記されている以外の優れた追加提案や、独自の工夫、計画の独自性が提案されているか。	10 点
⑨企画提案の明瞭度、意欲	企画提案書がわかりやすく説得力があり、説明や質問に対する回答が明確でわかりやすいか。また、業務に対する十分な理解度、熱意及び意欲を有しているか。	10 点
⑩業務内容の理解度及び提案内容の着眼点	総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点が優れているか。	10 点
小計		80 点
合計		100 点